

尼崎市立日新中学校 課外クラブ活動方針

尼崎市立日新中学校の課外クラブは、学業との両立ができるバランスの良い生活をおくこと、スポーツ障害を避けること、教員と生徒が向き合う時間を確保していくこと等を目的とし、各部の責任者（以下「顧問」）の指導の下、「尼崎市立中学校部活動の方針」に則って、次の通り活動する。

1 設置するクラブ

(1) 運動部（10 クラブ）

- ・陸上競技部
- ・軟式野球部
- ・男子ソフトテニス部
- ・女子ソフトテニス部
- ・男子バレーボール部
- ・女子バレーボール部
- ・男子バスケットボール部
- ・女子バスケットボール部
- ・剣道部
- ・水泳部

(2) 文化部（4 クラブ）

- ・吹奏楽部
- ・家庭科部
- ・地球未来部
- ・書道部

(3) その他（個人登録により大会に出場する競技）

- ※ 生徒、保護者が4月に申請し、校長が承認した競技

2 活動について

(1) 活動時間

- ① 平日2時間程度、土日等休業日は3時間程度とする。
※ 大会等の参加においては、大会要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- ② 長期休業中は、平日、土日等の休業日ともに3時間程度とする。
- ③ 週あたりの活動時間が、16時間を超えないように留意する。

(2) 休養日の設定

- ① 各部ごと、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。
※ 原則、平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上を設ける。
※ 平日の1日は、原則、学校が定めた「ノー部活デー」の日とする。
- ② 大会参加等で土日等の休業日に休養日が取れない場合、他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の活動についても学期中に準ずることを原則とし、適切に休養日を設ける。
※ 学校閉鎖期間は、原則、活動休止期間とする。

(3) その他

- ① 部活動のみならず、学校での活動の最終下校時刻を、午後6：30とする。
※ 大会前等の活動時間の延長は認めない。
- ② 早朝練習を行う場合、生徒の健康安全、家庭の負担、近隣住民への配慮等に十分留意する。
※ 実施する場合、開始時間は7：30とし、早朝練習も1日の活動時間に含める。
- ③ 合宿や強化練習を行う場合、適切な休憩時間を設ける等、生徒の健康安全に十分留意する。
- ④ 合宿を行う場合、校長の確認をとるとともに、10日前までに市教委に書類を提出し許可を得る。

3 留意事項

- (1) 顧問は、部員との信頼関係の下、人権を尊重した適切な指導を行う。
- (2) 顧問は、活動場所の安全確認や熱中症予防等、生徒の健康安全に十分留意する。
- (3) 顧問は、月間練習計画を作成し、校長に提出する。
- (4) 各部は、年1回以上の保護者会を開催する。